

福祉用具貸与費

点検項目	点検事項	点検結果	
1. 特別地域加算	<p>事業所が厚生労働大臣の定める地域に所在する場合であること</p> <p>【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】</p> <p>①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>②離島振興法(昭和三十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算
2. 中山間地域等における小規模事業所加算	<p>厚生労働大臣の定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算
	<p>【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】</p> <p>①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>②半島振興法(昭和三十九年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	<p>【厚生労働大臣が定める施設基準】</p> <p>1月当たりの実利用者数が15人以下の事業所であること。</p>	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	

点検項目	点検事項	点検結果			
3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>(1) 厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行っていること。</p> <p>【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】</p> <p>① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)</p> <p>③ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算	
	<p>(2) 通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない
	<p>(3) 通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。</p> <p>※ 高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。</p>				<input type="checkbox"/>

介護予防福祉用具貸与費

点検項目	点検事項	点検結果	
1. 特別地域加算	<p>事業所が厚生労働大臣の定める地域に所在する場合であること</p> <p>【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】</p> <p>①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>②離島振興法(昭和三十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算
2. 中山間地域等における小規模事業所加算	<p>厚生労働大臣の定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	介護予防福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算
	<p>【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】</p> <p>①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	<p>【厚生労働大臣が定める施設基準】</p> <p>1月当たりの実利用者数が5人以下の事業所であること。</p>	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	

点検項目	点検事項	点検結果			
3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>(1)厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定介護予防福祉用具貸与を行っていること。</p> <p>【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	介護予防福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算	
	<p>(2)通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない
	<p>(3)通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。</p> <p>※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない